

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>・処分通知等は郵送およびマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書の確認</p> <p>②支給要件に必要な各種情報の照会</p> <p>③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会</p> <p>④転入前の児童扶養手当台帳情報照会</p> <p>⑤進達事務</p> <p>⑥児童扶養手当情報の照会</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能※ ※申請管理システムを含む
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。)</p> <p>第2条(表81)</p> <p>第83条</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>・番号法第19条第8号</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令</p> <p>第2条(表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161)</p> <p>第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条(児童扶養手当の支給に関する情報)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保育家庭課
②所属長の役職名	保育家庭課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	飯田市役所 こども未来健康部 保育家庭課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 こども未来健康部 保育家庭課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの提出または住民記録に紐づけのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、取得したマイナンバー及び本人情報、並びに情報提供ネットワークシステムを用いて取得した特定個人情報等のデータベースへの入力においては、複数人による確認を徹底している。マイナンバーが記載された申請書面等の管理においても、適宜複数人での確認を行うなどの対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報セキュリティ主管課において研修計画を策定しており、これに基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対し、年1回情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月21日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ■情報照会の根拠 番号法第19条7号 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号 	<ul style="list-style-type: none"> ■情報照会の根拠 番号法第19条8号 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 		
令和3年12月28日	1 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の認定請求に係る事務、額の改定請求に係る事務、未払い手当に係る事務及び届出に係る事務など	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当法等の規定に則り、認定業務、支給要件確認業務、支給業務、申請受理、進達事務、児童扶養手当情報の照会業務を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびながの電子申請サービスで受領する。 ・処分通知等は郵送、ながの電子申請サービスのお知らせ機能で通知する。 (※1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ol style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤進達事務 ⑥児童扶養手当情報の照会 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事前	システム変更のため
令和3年12月28日	1 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	(1)児童扶養手当システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)、統合宛名管理システム、(4)中間サーバー	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー ながの電子申請サービス	事前	システム変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	1 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)受給者ファイル、(2)児童ファイル	児童情報ファイル 受給者情報ファイル 所得情報ファイル 支払情報ファイル 宛名情報ファイル	事前	システム変更のため
令和3年12月28日	1 関連情報 3.個人情報の利用	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一37項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第37項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第29条	事前	システム変更のため
令和3年12月28日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (13,16,26,30,47,64,65,87,116項) (別表第二における情報照会の根拠):(57項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(12,19,35,36,44条) (情報照会の根拠):(31条)	②法令上の根拠 ■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第31条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57、65項 並びに内閣府・総務省令第七号 第31条、第36条	事前	システム変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月2日	I 関連情報 1. ②事務の概要	・申請、届出等は窓口および郵送で受領する。 ・処分通知等は郵送通知する。	・申請、届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送およびマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
令和4年12月2日	I 関連情報 1. ③システムの名称	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー	児童扶養手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能※ ※申請管理システムを含む	事前	
令和8年3月31日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第37項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第29条	・番号法第9条第1項及び別表56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事前	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月31日	I 関連情報 4. 法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第31条</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第57、65項 並びに内閣府・総務省令第七号 第31条、第36条</p>	<p>■情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。) 第2条(表81) 第83条</p> <p>■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条(表17、20、42、81、89、90、125、141、155、161) 第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条及び第163条(児童扶養手当の支給に関する情報)</p>	事前	番号法改正
令和8年3月31日	I 関連情報 5. ①部署	子育て支援課	保育家庭課	事後	組織機構改革
令和8年3月31日	I 関連情報 5. ②所属庁の役職名	子育て支援課長	保育家庭課長	事後	組織機構改革
令和8年3月31日	I 関連情報 7. 請求先	飯田市役所 健康福祉部 子育て支援課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部 保育家庭課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	組織機構改革
令和8年3月31日	I 関連情報 8. 連絡先	飯田市役所 健康福祉部 子育て支援課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 こども未来健康部 保育家庭課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	組織機構改革
令和8年3月31日	II.1 対象人数の時点	令和6年3月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	様式改定
令和8年3月31日	II..2 取扱者の時点	令和6年3月31日 時点	令和8年3月31日 時点	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV8人手を介在させる作業	-	新規記載	事前	様式改定
令和8年3月31日	IV11最も優先度が高いと考えられる対策	-	新規記載	事前	様式改定